

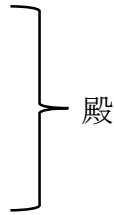
環水大管発第 2402012 号  
令和 6 年 3 月 13 日

都道府県知事

大気汚染防止法に基づく政令市長

水質汚濁防止法に基づく政令市長

土壌汚染対策法に基づく政令市長



環境省水・大気環境局長

### 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法等に係る事故時の措置の徹底等について

事故時の措置については、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）第 17 条では、ばい煙発生施設又は特定施設における措置を講ずること、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「水濁法」という。）第 14 条の 2 では、特定事業場、指定事業場及び貯油事業場等における措置を講ずること、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号、以下「ダイオキシン法」という。）第 23 条では、特定施設における措置を講ずることを定めている。また、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。）第 22 条では汚染土壌処理施設における汚染土壌の処理基準を定めている。

近年の自然災害の激甚化等により、これらの施設等における事故の増加が懸念されることから、貴職におかれては、これらの事故時の措置に係る規定の運用を改めて徹底すること、可能な限り事故時における事故の状況及び講じた措置の概要を迅速かつ的確に把握すること及び事故が発生した場合には事故の概要等について、別紙連絡票に基づき本省及び地方環境事務所へ速やかに連絡することをお願いする。

連絡内容については、該当する事象による被害の防止に関し適切かつ迅速に対応するため、必要に応じ関係府省庁と共有することを想定している。また、事態の状況によっては、事前に了解を得た上で、環境省において公表する場合があります。環境省においては、定期的にこれらに係る情報をとりまとめ、貴都道府県・政令市に提供することで、広く将来の事故防止に活用されることを想定している。

なお、「自然災害による水質汚濁事故時の措置の徹底について」（令和元年 12 月 18 日付け環水大管発第 1912181 号。）は本通知日をもって廃止する。

大気汚染・水質汚濁事故に関する連絡票  
第〇報（〇〇月〇〇日〇〇：〇〇時点）

都道府県・政令市名：〇〇〇〇  
担当者役職氏名：〇〇〇〇〇〇  
連絡先(電話・E-mail)：〇〇〇

事故等の概要	発生日時	年 月 日 ( ) :	
	発生場所	住所 :	
	発生現場周辺の状況	人の居住の状況等 利水（飲用井戸含む。）の状況 :	
	工場又は事業場の名称	名 称 : 緊急連絡先 :	
	施設の種類・概要	大気汚染	<input type="checkbox"/> ばい煙発生施設・ <input type="checkbox"/> 大防法上の特定施設・ <input type="checkbox"/> VOC 排出施設 <input type="checkbox"/> 水銀排出施設・ <input type="checkbox"/> ダイオキシン法上の特定施設 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設・ <input type="checkbox"/> その他 ( )
		水質汚濁	<input type="checkbox"/> 水濁法上の特定施設・ <input type="checkbox"/> 指定施設・ <input type="checkbox"/> ダイオキシン法上の特定施設 <input type="checkbox"/> 貯油施設等・ <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設・ <input type="checkbox"/> その他 ( )
		上記施設の概要	(例：ばい煙発生施設等の種類、使用物質 等)
施設の被害状況 事故等の発生状況			
事故の原因			
環境に対する影響	大気汚染・水質汚濁物質の排出・浸透の状況	物質の名称 :	
		排出量・浸透量 :	
		汚染の範囲・場所 :	
		排出の状況： <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 停止 <input type="checkbox"/> 不明	
周辺への影響、被害状況	人への健康被害 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他 ( ) 動植物への被害 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他 ( )		
対応状況	事業者による応急措置の内容、効果		
	都道府県・政令市の対応状況	事業者への指示： <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 (実施日・内容等： ) 立入検査： <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 (実施日・内容等： ) 環境調査： <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 (実施日・内容等： ) その他の対応内容 ( )	
	関係機関（警察・消防等）対応状況		
	周辺住民等への周知の状況	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 (実施主体・周知先・周知内容・周知方法： )	
	立入禁止措置、周辺住民避難状況	立入禁止措置 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (実施主体・方法・範囲等： ) 周辺住民の避難状況 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (避難指示者・範囲等： )	
	今後の対応方針		
	添付資料	別紙〇 安全データシート 別紙〇 事業場図面（排水経路図等）、周辺地図、広域地図別紙〇 検査結果	
報道次報予定日時	年 月 日 ( ) :		
その他連絡必要な事項			

※未定、不明である項目がある場合や災害等で現地に近づくことが困難な場合は、把握可能な範囲で記入し可能な限り速やかに一報していただくようお願いする。

【連絡先】

第1報については、本連絡票を下記1. の本省環境汚染対策室宛てにメールで送っていただく際に、同報で以下の管轄地域の地方環境事務所にも送信いただきますようお願いいたします。（その後の都道府県・政令市の方々との連絡について、本省又は地方事務所のどちらが窓口となるかは個別の事案ごとに判断させていただきます。）

1. 環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 電話：03-5521-8295（大気関係）、03-5521-8316（水質関係）  
E-mail：mizutaiki-taisakushitu-syodo@env. go. jp

2. 地方環境事務所

（北海道地方環境事務所）

電話：011-299-1952 E-mail：RE0-HOKKAIDO@env. go. jp  
管轄地域：北海道

（東北地方環境事務所）

電話：022-722-2873 E-mail：THK\_KANTAI@env. go. jp  
管轄地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

（関東地方環境事務所）

電話：048-600-0815 E-mail：KANTAI01-KANTO@env. go. jp  
管轄地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県

（中部地方環境事務所）

電話：052-955-2134 E-mail：RE0-CHUBU@env. go. jp  
管轄地域：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県

（近畿地方環境事務所）

電話：06-6881-6502 E-mail：RE0-KINKI@env. go. jp  
管轄地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

（中国四国地方環境事務所）

電話：086-233-1581 E-mail：cs\_saigai@env. go. jp  
管轄地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

（中国四国地方環境事務所四国事務所）

電話：087-811-7240 E-mail：MOE-SHIKOKU@env. go. jp  
管轄地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

（九州地方環境事務所）

電話：096-322-2411 E-mail：KYUSHU-KANTAI@env. go. jp  
管轄地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県